

鳥取県公報

平成27年1月22日(木) 号外第6号

毎週火・金曜日発行

			目
\Diamond	告	示	農業近代化資金の利子補給率の一部改正(42)(経営支援課)・・・・・・・・・・・2 漁業近代化資金の利子補給率の一部改正(43)(水産課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

示

鳥取県告示第42号

平成23年鳥取県告示第496号(農業近代化資金の利子補給率について)の一部を次のように改正する。

平成27年1月22日前に鳥取県農業近代化資金利子補給規則(昭和37年鳥取県規則第2号)第4条の規定による 利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例に よる。

平成27年1月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

次の表の以正前の欄に拘りる規定を向表の以正後の欄 改正後					改正前				
у т и				以上則					
1	略			1 略					
2	規則第3条第2項の利子補給率			2	規則第3条第2項の利子補給率				
	利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率			利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率			
	規則別表第1号、第5号又は第	年0.15パーセ		-	規則別表第1号、第5号又は第	年0.15パーセ			
	8号に掲げる資金(償還期限が	ント			8号に掲げる資金(償還期限が	ント			
	<u>9年</u> 以内であるものに限る。)				<u>7年</u> 以内であるものに限る。)				
	のうち当該資金を借り受けた者				のうち当該資金を借り受けた者				
	の住所地を所管する市町村(以				の住所地を所管する市町村(以				
	下「市町村」という。) が年				下「市町村」という。) が年				
	0.15パーセントの割合で利子補				0.15パーセントの割合で利子補				
	給金を交付するもの				給金を交付するもの				
	規則別表第1号、第5号又は第	年0.175パー			規則別表第1号、第5号又は第	年0.175パー			
	8号に掲げる資金(償還期限が	セント			8号に掲げる資金(償還期限が	セント			
	<u>9年</u> を超え <u>12年</u> 以内であるもの				<u>7年</u> を超え <u>10年</u> 以内であるもの				
	に限る。) のうち市町村が年				に限る。)のうち市町村が年				
	0.175パーセントの割合で利子補				0.175パーセントの割合で利子補				
	給金を交付するもの				給金を交付するもの				
	規則別表第1号、第5号又は第	年0.225パー			規則別表第1号、第5号又は第	年0.225パー			
	8号に掲げる資金(償還期限が	セント			8号に掲げる資金(償還期限が	セント			
	<u>12年</u> を超え <u>14年</u> 以内であるもの				<u>10年</u> を超え <u>12年</u> 以内であるもの				
	に限る。)のうち市町村が年				に限る。) のうち市町村が年				
	0.225パーセントの割合で利子補				0.225パーセントの割合で利子補				
	給金を交付するもの				給金を交付するもの				
	規則別表第1号、第5号又は第	年0.275パー			規則別表第1号、第5号又は第	年0.275パー			
	8号に掲げる資金(償還期限が	セント			8号に掲げる資金(償還期限が	セント			
	<u>14年</u> を超え <u>15年</u> 以内であるもの				<u>12年</u> を超え <u>14年</u> 以内であるもの				
	に限る。)のうち市町村が年				に限る。) のうち市町村が年				
	0.275パーセントの割合で利子補				0.275パーセントの割合で利子補				
	給金を交付するもの				給金を交付するもの				

		規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金(償還期限が14年を超え15年以内であるものに限る。)のうち市町村が年	年0.325パー セント
		0.325パーセントの割合で利子補 給金を交付するもの	
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金のうち市町村が年0.30パーセントの割合で利	<u>年0.30パーセ</u> <u>ント</u>	規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金のうち市町村が年0.40パーセントの割合で利	<u>年0.40パーセ</u> <u>ント</u>
子補給金を交付するもの		子補給金を交付するもの	

鳥取県告示第43号

平成23年鳥取県告示第497号 (漁業近代化資金の利子補給率について) の一部を次のように改正する。

平成27年1月22日前に鳥取県漁業近代化資金利子補給規則(昭和44年鳥取県規則第61号)第3条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている漁業近代化資金については、なお従前の例による。

平成27年1月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

	改正後			改正前				
1 略			1	略				
2	2 規則第2条第2項の規定により上乗せする率			規則第2条第2項の規定によ	0上乗せする率			
	利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率		利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率			
	規則別表第3号又は第4号に	年0.30パーセン		規則別表第3号又は第4号に	年0.40パーセン			
	掲げる資金のうち当該資金を	<u> </u>		掲げる資金のうち当該資金を	<u> </u>			
	借り受けた者の所在地を所管			借り受けた者の所在地を所管				
	する市町村が年0.30パーセン			する市町村が年0.40パーセン				
	<u>ト</u> の割合で利子補給金を交付			<u>ト</u> の割合で利子補給金を交付				
	するもの			するもの				

鳥取県告示第44号

平成8年鳥取県告示第251号 (漁業経営維持安定資金の貸付利率等について)の一部を次のように改正する。 平成27年1月22日前に貸し付けられた漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

平成27年1月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改 正 前
	利子補給率略	貸付利率利子補給率年0.80パーセント略

鳥取県告示第45号

平成8年鳥取県告示第252号(漁業経営安定資金の貸付利率等について)の一部を次のように改正する。 平成27年1月22日前に貸し付けられた漁業経営安定資金については、なお従前の例による。

平成27年1月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

	スツムッ Sy 型的 Pi Mi C	100 00000000000000000000000000000000000	·	INS C	MCHILLON INCOLOR TO				
	改	正後			改正前				
	資金の種類	貸付利率	利子補給率		資金の種類	貸付利率	利子補給率		
	規則別表第3号の資金	年0.60パーセント	略		規則別表第3号の資金	年0.80パーセント	略		
	規則別表第7号の資金	年1.225パーセント	略		規則別表第7号の資金	年1.425パーセント	略		
	その他の資金	年0.60パーセント	略		その他の資金	年0.80パーセント	略		